

レンタルブースの使用にあたって・・・

1 使用できる者

- (1) ソーホーかごしま入居用施設使用者（入居者）
- (2) SOHO事業者
- (3) SOHOをめざす者（起業予定の方）

2 使用許可の対象となる使用目的

- (1) SOHO事業者がスキルアップ等を図ること
- (2) SOHOをめざす者がパソコン機器及びソフトウェアの習熟を図ること
- (3) その他SOHO事業者等が軽易な作業を行うこと

3. 使用手続等について

(1) 使用者登録

レンタルブースの使用については、あらかじめ使用者登録を行った上で、使用の都度、許可申請を行なってください。

(2) 許可の手続

①使用しようとする者は、事前に受付に氏名、使用目的、使用時間等を申請してください。

②使用時間を延長しようとする場合も、①と同様とする。

③レンタルブースの予約は認めておりません。

(3) 継続使用の制限

なし

(4) 使用時間外及び供用休止日の使用許可

使用時間（午前9時～午後7時）外及び供用休止日の使用は認めない。

4. 禁止行為

- (1) 大量のメールを送信すること
- (2) 公序良俗に反するようなサイトの閲覧や画像・音声などの行為
- (3) レンタルブースで飲食（お茶、コーヒー等の飲み物は除く）を行うこと